

令和2年度 神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金 募集要項

神奈川県国際文化観光局観光部国際観光課

募集期間

要望書 令和2年6月1日(月)から7月31日(金) 17時まで

交付申請書 特段の指示のない限り、要望書の提出のあった日を起算日として40日目の17時まで(必着)。ただし、40日目が土日祝日に当たる場合、次の開庁日の17時まで(必着)。(予算がなくなり次第締め切ります。)

目次

1	趣旨	・ ・ ・	P 2
2	申請できる者	・ ・ ・	P 2
3	補助の対象とする事業	・ ・ ・	P 2
4	補助事業の実施期間	・ ・ ・	P 4
5	補助対象経費等	・ ・ ・	P 4
6	要望書の提出	・ ・ ・	P 6
7	交付申請書の提出期限等	・ ・ ・	P 7
8	手続きの流れ	・ ・ ・	P 8
9	採択の考え方	・ ・ ・	P 9
10	交付申請に関する留意事項	・ ・ ・	P 9
11	実績報告に関する留意事項	・ ・ ・	P 11
12	Q & A、交付要綱等の掲出先	・ ・ ・	P 12
13	【お知らせ】神奈川県中小企業制度融資	・ ・ ・	P 12
	神奈川県観光魅力創造協議会観光資源一覧	・ ・ ・	別紙

神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金は、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）、神奈川県外国人観光客受入環境整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）及びこの募集要項に基づき交付します。

※ 要綱（様式含む。）等は県ウェブサイトでご確認ください。

1 趣旨（要綱第1条関係）

外国人観光客の神奈川県内の観光資源周遊に資する受入環境の整備を促進するため、施設等の整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

2 申請できる者（要綱第2条関係）

- (1) 外国人観光客の神奈川県内の観光資源周遊を促進させようとする法人格を有する民間事業者（例：株式会社、一般社団法人等）
- (2) 外国人観光客の神奈川県内の観光資源周遊を促進させようとする法人格を有しない権利能力なき社団（団体としての組織をそなえ、多数決の原則が行われ、構成員の変更にかかわらず団体が存続し、その組織において代表の方法、総会の運営、財産の管理等団体としての主要な点が確定していること。）

3 補助の対象とする事業（要綱第3条関係）

別紙「神奈川県観光魅力創造協議会観光資源一覧」に記載の観光資源又はこれらの観光資源を周遊する間に外国人観光客が立ち寄る地点若しくは施設に対し補助事業者が主体となって取り組む次の事業とします。

ただし、観光庁が所管する「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」及び「観光振興事業」（以下「国補助制度」という。）（※¹）において、国の認定を受けた事業、国の計画に位置付けられた事業又は補助金の交付決定を受けた事業は、補助の対象外とします（※²）。

- (1) 無料で利用が可能な公衆無線LAN整備に係る事業（以下「無線LAN整備事業」という。）
- (2) 観光資源について、入場料等を除き、外国語表記を用いて、無料でその所在を案内するもの又はその由来等を紹介若しくは説明するものの整備に係る事業（以下「外国語表記整備事業」という。）
- (3) 無料で利用が可能な便所の整備に係る事業（以下「便所整備事業」という。）
- (4) 自動翻訳機の整備に係る事業（以下「自動翻訳機整備事業」という。）

※¹ 「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」及び「観光振興事業」について（観光庁ウェブサイト）

http://www.mlit.go.jp/kankocho/page08_000115.html

※² 国補助制度では次のとおり立地要件（地域）が定められているものがあります。

○ 訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業の「観光拠点情報・交流施設」、「公衆トイレの整備・改良」に係る立地要件（地域）

- ・ カテゴリーⅡ以上のJNTO認定外国人観光案内所が立地する地域（※³横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市）
- ・ 「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」に取り組む地域
- ・ 観光圏整備実施計画認定地域
- ・ 「文化財総合活用・観光振興戦略プラン」に基づき文化財を中核とする観光拠点の整備に取り組む地域（日本遺産を有する又は2020年までに日本遺産認定を目指す地域、歴史文化基本構想を策定済又は2020年までの策定を目指す地域等）（※³川崎市、横須賀市、鎌倉市、小田原市、伊勢原市、箱根町）
- ・ 「国立公園満喫プロジェクト」の先導的モデルとして選定され、「国立公園ステップアッププログラム2020」の策定に取り組む地域
- ・ 観光立国ショーケース選定都市
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技会場立地都市（※³横浜市、藤沢市）
- ・ 広域観光周遊ルート形成計画の広域観光地点とされた地区（※³相模原市、秦野市）
- ・ 「食と農の景勝地」の認定を受けた地域
- ・ 重要伝統的建造物群保存地域が所在する地域
- ・ 日本版DMO等の観光庁に登録されたDMOにおけるマーケティング対象地域であり、具体的な取組が見られる地域
- ・ その他観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が訪日外国人旅行者の受入環境整備を実施すべき地域として認めるもの

※³ 横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、秦野市、伊勢原市及び箱根町が上記の立地要件に該当すると想定しています。

○ 観光振興事業の観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業に係る指定市区町村※⁴

横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市・平塚市・鎌倉市・藤沢市・小田原市・茅ヶ崎市・逗子市・秦野市・厚木市・大和市・伊勢原市・海老名市・座間市・綾瀬市・大磯町・箱根町・湯河原町

※⁴ 上記の市町に所在し整備を実施する施設等が、国補助制度において「旅行環境まると整備計画」に位置付けられている場合は、国補助制度が優先されます。

4 補助事業の実施期間（要綱第8条関係）

補助金の交付決定を受けてから着手（契約）し、令和3年3月10日（水）までに整備と工事業者等への支払の両方を完了させる必要があります。

なお、これらを完了した日から起算して30日を経過した日までに不備のない実績報告書を提出してください。ただし、令和3年3月31日（水）が先に到来する場合は、同日までに提出（必着）してください。

5 補助対象経費等（要綱第4条、第5条、別表1関係）

事業計画の内容によって、採択しない（不交付決定とする）場合があります。

補助事業	補助対象経費	補助率	上限額
無線LAN整備事業	1 無料公衆無線LANの整備 (1) ネットワーク回線設置に係る費用 (2) 無線LAN機器の購入に係る費用 (3) 設置工事費（ルート調査費、開通工事費、配線工事費、機器設定費など、無線LAN環境の整備に必要と認められる費用） 2 携帯電話及びスマートフォンの急速充電器の購入に係る費用及び専用設置台の購入に係る費用（公衆無線LANを整備する場合に限る。）	2分の1	1 観光資源、地点又は施設 20万円

（次葉に続く）

補助事業	補助対象経費	補助率	上限額
外国語表記整備事業	1 観光案内板の作成及び設置に係る費用 2 観光マップ、観光ガイドブック、観光パンフレット等の作成に係る費用 3 観光アプリ及び観光ウェブサイトの作成及びリニューアルに係る費用 4 音声案内ツールの整備に係る費用 5 その他補助金の交付の目的に適合すると知事が認めたものの整備に係る費用	2分の1	1事業者 200万円
便所整備事業	1 新設に係る費用（整地費用は除く。） 2 建替えに係る費用（既存便所の除去費用を含む。） 3 和式便器の洋式便器への改修に係る費用 4 便器及び手洗い場の増設に係る費用 5 内外装のリフォームに係る費用 6 その他補助金の交付の目的に適合すると知事が認めたものの整備に係る費用	2分の1	1事業者 300万円
自動翻訳機整備事業	購入に係る費用（自動翻訳機の購入費用に限る。）	2分の1	1事業者 100千円

備考 借り入れた物件に係る賃借料、人件費、土地の購入費、登記手数料及び官公庁に支払う公租公課並びに補助事業実施後に必要となる光熱水費、通信費、清掃料、機器のメンテナンス費用、賃借料等の運用経費は補助対象外とします。

6 要望書の提出（提出期間：令和2年6月1日(月)から7月31日(金) 17時まで）

交付申請書の提出をしようとする者は、事前に電話相談をした上で、「e-kanagawa 電子申請」（電子申請システム）を利用し、「要望書」を提出してください。

なお、電子申請システムに必要事項を入力し、申込みを行うことで、要望書の提出とします。

URL : https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=5685

要望書の記載項目は、次のとおりです。

- 1 団体・法人名（申請者）
- 2 住所（申請者）
- 3 役職・部署名（事務担当）
- 4 担当者氏名（事務担当）
- 5 連絡先電話番号・メールアドレス（事務担当）
- 6 申請したい補助事業（要綱第3条関係）
- 7 整備したい内容（※1）
- 8 整備に係る費用（※2）
- 9 整備に係る日程（※3）
- 10 関係する観光資源の番号と名称

※1 項番7の内容は、計画の段階でも構いませんが、具体的な整備内容を記載してください。計画書等を作成している場合は、ファイルを添付することもできます。

※2 項番8の費用は、概算額でも構いません。また、整備内容と関連性が必要です。見積書がある場合は、ファイルを添付することもできます

※3 項番9の日程は、おおよその予定でも構いません。また、工程表等のスケジュールを作成している場合は、ファイルを添付することもできます。なお、交付決定後、作成したスケジュールから日程が大きく変わるときは、補助金交付要綱第12条に基づき、調査（現地調査・ヒアリング）を行う場合があります。

原則、交付申請者が中小企業者である事業を優先して採択します。また、中小企業者間及び大企業者間の優先順位は、交付申請書の提出の早かった者を優先して採択します。ただし、いずれの場合も事業計画の内容によって、採択しない（不交付決定とする）場合があります。

なお、特段の指示のない限り、要望書の提出のあった日（電子申請システムへの登録日）を起算日として40日目の17時まで（必着）を交付申請書の提出期限とします。（ただし、40日目が土日祝日にあたる場合、次の開庁日の17時まで。（必着））

7 交付申請書の提出期限等（要綱第6条関係）

- (1) 提出期限 特段の指示のない限り、要望書の提出のあった日を起算日として40日目の17時まで。（ただし、40日目が土日祝日にあたる場合、次の開庁日の17時まで。）（必着）（再掲）

ただし、郵便による提出に限り、期限日までの日付の消印がある場合、期限までに提出があったものとみなします。

- (2) 提出先 神奈川県国際文化観光局観光部国際観光課受入対策グループ

【持参の場合】

神奈川県庁第二分庁舎4階（横浜市中区日本大通1）

最寄駅：みなとみらい線「日本大通り駅」

【郵送の場合】

〒231-8588

横浜市中区日本大通1

国際観光課受入対策グループ宛て

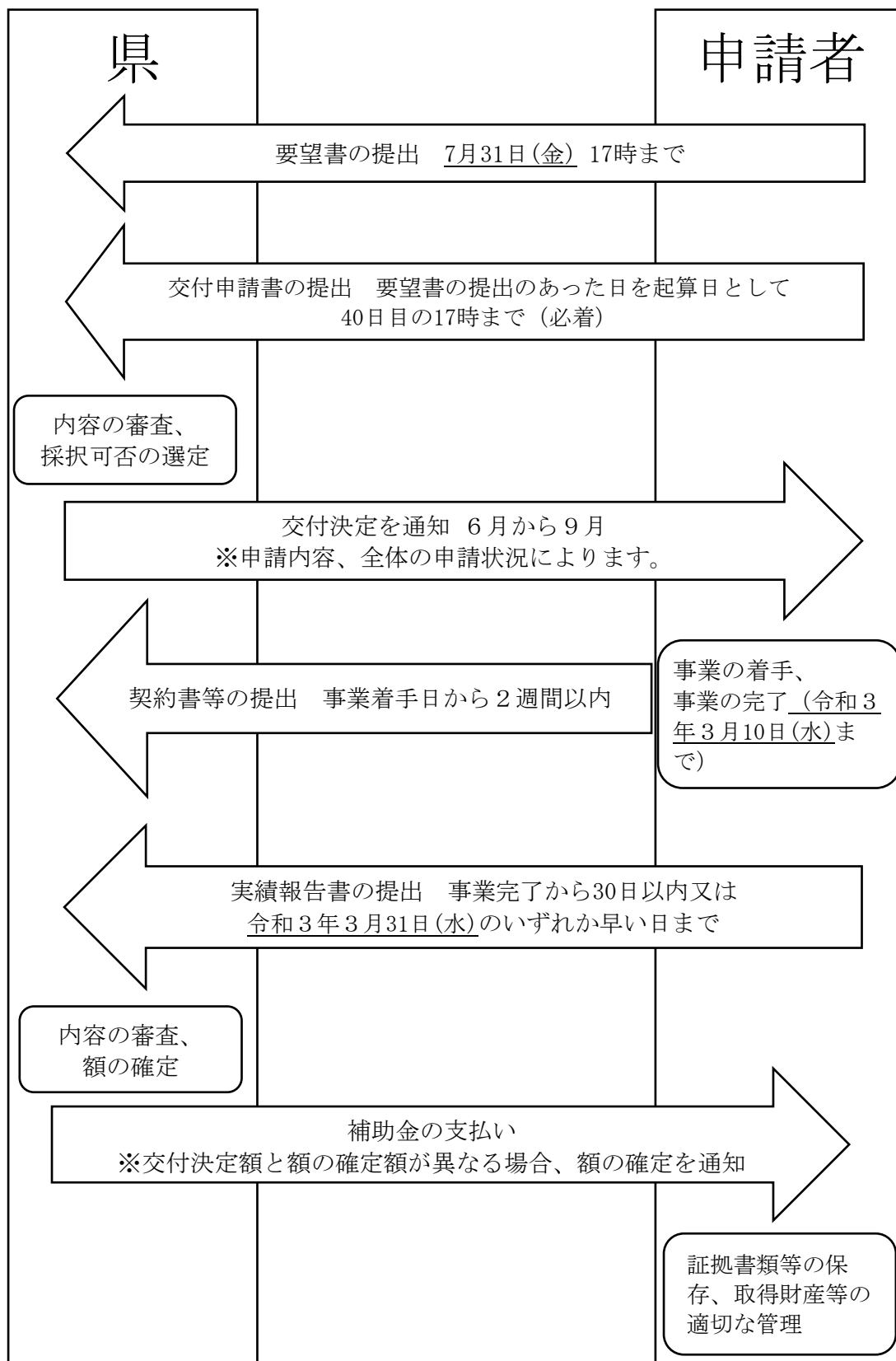
- (3) 問合せ先 受入対策グループ 今福・武藤

電話 045-285-0813（直通）

045-210-1111（代表）内線 4047

8 手続きの流れ

状況によって、適宜、県へ変更の申請、中止・廃止の承認申請が必要になります。



9 採択の考え方

(1) 国の補助制度（訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業及び観光振興事業）との調整

国の認定を受けた事業、国の計画に位置付けられた事業又は補助金の交付決定を受けた事業は、県の補助の対象外としますので、県補助金の交付はできません。

(2) 採択基準

原則、交付申請者が中小企業者である事業を優先して採択します。また、中小企業者間及び大企業者間の優先順位は、交付申請書の提出の早かった者を優先して採択します。ただし、いずれの場合も事業計画の内容によって、採択しない（不交付決定とする）場合があります。（再掲）

10 交付申請に関する留意事項

(1) 国補助制度対象の可能性

ア 国補助制度では立地要件及び指定市区町村が定められているものがあります。（再掲。立地要件の詳細は2～3ページ参照）

イ 国の認定を受けた、国の計画に位置付けられた又は補助金の交付決定を受けた時は、県への交付申請は書面で取り下げてください。

(2) 交付申請書

ア 要綱第3条に規定する2以上の補助事業について申請する場合は、それぞれ分けて交付申請書を提出してください。

イ 添付書類について、各事業共通として規定しているもの、個別に規定しているものがあります。（要綱第6条、別表2関係）

ウ 法人格を有する者は、イに加え、商業・法人登記の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）を提出してください。

エ 権利能力なき社団は、イに加え、2ページの2(2)の括弧書きを示す書類（例：規約、会則、団体の令和2年度事業計画書（令和2年度予算を含む。）、団体の令和元年度事業報告書（令和元年度決算を含む。）等）を提出してください。

(3) 交付申請書事業計画

ア 事業計画は、別紙（任意様式）に記載して提出することもできます。また、記載欄の幅は、適宜、拡大して作成してください。

イ いずれの補助事業も外国人観光客を含めた観光客が無料で利用可能でなければなりません。ピクトグラムや英語等で表記するなど、無料で利用することが可能であることを容易に理解できるよう何らかの表示をしてください。また、どのようにするのか事業計画に記載してください。

ウ 別紙に記載の観光資源における受入環境整備又は周遊に資する事業計画である必要があります。

(4) 補助対象の可否

ア 外国語表記整備事業について、入場料等を払って進入する区域内の整備であっても、入場料等以外に料金の支払がなければ補助対象です。

イ 交付決定前に、工事業者等と契約してはなりません。交付決定前に契約したものは補助の対象になりません。

ウ 消費税及び地方消費税の内税外税の別が明白でない場合、内税とみなし、相当額を除外して交付決定額を算出します。

エ 別添のQ&Aも参考にしてください。

(5) 法令遵守等

土地の規制に関する法令、借上げ建物の改修、土地利用など、事業実施に当たっては、法令の遵守及び関係者との権利関係の処理を申請者の責任において適切に行ってください。

(6) 補助金の支払額

ア 要望書及び交付申請書の提出をもって、補助金の交付及び申請額の補助金の交付のいずれをも約束するものではありません。

イ 交付決定通知書に記載の交付決定額は、実績報告後に交付する補助金の上限額を示すものであり、実際に支払う金額は実績報告に基づく額の確定額となります。

(7) 事業の着手

ア 交付申請書の提出から交付決定まで、1か月程度（国補助制度との調整、書類の不備があれば2か月程度）要しますので、申請書の着手予定日はそれを見込むとともに、完了予定日は着手予定日を基に記載してください。ただし、完了予定日を令和3年3月10日（水）より遅くすることはできません。

※交付決定前に事業着手（契約）したものは補助対象外です。また、交付決定後であれば、着手予定日より前でも着手してかまいません。

イ 工事業者等との契約時に、納品書等成果物の受渡しを証する書類の発行の有無の確認や発行依頼などを適切に行い、契約書の写し又は発注書の写しを事業着手（契約）日から2週間以内に提出してください。

ウ 事業着手予定日から1か月以上経過しても事業の着手をしていない時は、速やかに遅れの理由とその後のスケジュールの報告をしてください。

なお、交付決定後、作成したスケジュールから日程が大きく変わるときは、補助金交付要綱第12条に基づき、調査（現地調査・ヒアリング）を行う場合があります。（再掲）

○ 想定される申請例

無線LAN整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・日本政府観光局（JNTO）の 카테고리認定のない観光案内所やこれに類似する施設 ・外国人観光客の立寄りの多い施設
外国語表記整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・観光マップ等印刷物 ・観光資源へ誘導する観光案内板 ・外国人観光客の立寄りの多い施設に設置する観光案内板 ・周囲の観光資源を案内等する観光アプリ・ウェブサイト ・施設ウェブサイト
便所整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国補助制度の対象の可能性のある10市町以外に所在する公衆便所 ・外国人観光客の立寄りの多い施設の便所の改修 ・新設、建替え
自動翻訳機整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人観光客の立寄りの多い施設等で使用される自動翻訳機

11 実績報告に関する留意事項

(1) 実績報告書（要綱第15条関係）

ア 添付書類について、各事業共通として規定しているものがありますので、漏れないようにしてください。

イ 工事業者等との契約時に、納品書等成果物の受渡しを証する書類の発行の有無の確認や発行依頼などを適切に行ってください。（再掲）

(2) 実績報告書提出期限（要綱第15条関係）

補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日までに不備のない状態で提出してください。ただし、令和3年3月31日（水）が先に到来する場合は、同日までに提出（必着）してください。（再掲）

(3) 補助金の支払額

交付決定通知書に記載の交付決定額は、実績報告後に交付する補助金額の上限額を示すものであり、実際に支払う金額は実績報告に基づく額の確定額となります（再掲）。なお、補助金額の確定額が交付決定額を超えることはありません。

12 Q & A、交付要綱等の掲出先

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/b6m/cnt/ho.jokin.html>

13 【お知らせ】神奈川県中小企業制度融資（観光関連産業融資）

この制度は、神奈川県、金融機関、神奈川県信用保証協会の三者が協調して、中小企業者が県内で行う事業活動に必要な資金を円滑に調達できるよう支援するものです。

県内で観光産業を営む中小企業、個人事業の皆様が事業資金の調達に利用できます。

例えば、

- ・旅館等の改修、修繕
- ・県内特産品、伝統工芸品を活用した商品開発、販路拡大
- ・音声翻訳機の導入

など、幅広くご利用いただけます。

融資限度額	8,000万円
融資期間	運転資金 1年超7年以内 設備資金 1年超10年以内
融資利率	年1.6%以内（固定）
信用保証	神奈川県信用保証協会の保証が必要 （別途、信用保証料が必要）

この制度に関しては、金融課（電話045-210-5695）へお問合せください。

産業労働局中小企業部金融課ウェブサイト

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/m6c/cnt/f5782/index.html>

※ 融資には、別途、金融機関及び神奈川県信用保証協会の審査があります。

14 その他

補助事業が採択された場合、その補助事業の内容を県議会等で公表する可能性があることを御承知おきください。